

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

○福島県商業まちづくりの推進に関する条例の規定により報告があった件

## 公告

### 公告第七十四号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百十号。以下「条例」という。）第十四条第四項の規定により述べられた対応及びその理由の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年三月二十九日から同年四月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、伊達市産業部商工観光課、福島市総務部総務課市民情報室、相馬市産業部商工観光課、桑折町産業振興課、国見町産業振興課、川俣町産業課及び飯館村村づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地  
（仮称）イオンモール北福島 伊達市堂ノ内地区一街区二三二画地ほか二百八十九筆（伊達市堂ノ内土地区画整理事業地内）

二 条例第十四条第四項の規定により述べられた対応及びその理由の概要

#### 1 対応の内容

関係市町村と連携し、地元産品の積極的な活用・販売協力、イベントスペースの活用、地域周遊の仕組みづくりを行い、また、堂ノ内地区計画の内容に適合した健全な市街地の形成に向けて取り組んでまいります。

#### 2 対応の理由

関係市町村が推進する商業まちづくりに係る取組に配慮した適切な事業運営に取り組むため。

（商業まちづくり課）